

○財務省告示第六十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十八年二月十六日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年三月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第三百十

三回、第三百十四回、第三百十
五回、第三百十六回、第三百十
七回、第三百十八回、第三百十
九回、第三百二十回、第三百二
十一回、第三百二十二回、第三
百二十三回、第三百二十四回、
第三百二十五回、第三百二十六
回、第三百二十七回、第三百二
十八回、第三百三十回、第三百
三十二回、第三百三十六回及び
債券（二十年）（第四十九回、第
五十五回、第五十六回、第五
十八回、第五十九回、第六十回、
第六十一回、第六十五回、第七
十回、第七十八回、第八十四回、
第八十六回、第八十七回、第八
十八回、第八十九回、第九十一
回、第九十九回及び第二百十八
回）
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法

二 発行の根拠
法律及びそ
の条項の適
三 振替法の適

用等	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三														
	発行方法	募入決定の方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行日	発行価格	経過利率	の払込み														
律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定	の適用を受けるものとし、その	利回り格差（第十七号に規定す	る。数値をいう。次号において同	じ。を競争に付して行われる入	札にによる発行し、利回り格差の	各申込みのうち、応募額を順次	さいもからのその応募額を	割り当てる。その応募額を	額面金額で四十九億九百三十六	円五千万	五万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金額	の整数倍の金額によるものと	する。十八年二月十六日	平成二十年二月十六日	発行対象国債ごと、額面金額	百円につき、次の算式により算	出した金額	募入決定の通知を受けた者は、	（別表のとおり）	募入決定の通知を受けた者は、	払込金額を加え、次の算式によ	り算出した金額を払込期日に払
$\frac{1 + \left(\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right) \times \text{残存年数}}{100} \times \text{残存年数}$																								

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 第十三年付戻 (百二十)	一・〇%	平成三十三年三月二十四日	十億円
利付国庫債券 第十三年付戻 (百二十)	一・〇%	平成三十三年三月二十三日	八十七億円
利付国庫債券 第十三年付戻 (百十九)	一・一%	平成三十三年三月二十三日	二百五十五億円
利付国庫債券 第十三年付戻 (百十八)	一・〇%	平成三十三年三月二十三日	三十八億円
利付国庫債券 第十三年付戻 (百十七)	一・一%	平成三十三年三月二十三日	八億円
利付国庫債券 第十三年付戻 (百十六)	一・一%	平成三十三年三月二十三日	七百八十八億円
利付国庫債券 第十三年付戻 (百十五)	一・二%	平成三十三年三月二十三日	三百十四億円
利付国庫債券 第十三年付戻 (百十四)	一・一%	平成三十三年三月二十三日	二百四億円
利付国庫債券 第十三年付戻 (百十三)	一・三%	平成三十三年三月二十三日	三百二十七億円

（（利 六第十付 回三年国 ）百）庫 三十 債 十 券	（（利 二第十付 回三年国 ）百）庫 三十 債 十 券	（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 三十 債 十 券	（（利 八第十付 回三年国 ）百）庫 二十 債 十 券	（（利 七第十付 回三年国 ）百）庫 二十 債 十 券	（（利 六第十付 回三年国 ）百）庫 二十 債 十 券	（（利 五第十付 回三年国 ）百）庫 二十 債 十 券	（（利 四第十付 回三年国 ）百）庫 二十 債 十 券	（（利 三第十付 回三年国 ）百）庫 二十 債 十 券	（（利 二第十付 回三年国 ）百）庫 二十 債 十 券
○ ・ 五 %	○ ・ 六 %	○ ・ 八 %	○ ・ 六 %	○ ・ 八 %	○ ・ 七 %	○ ・ 八 %	○ ・ 八 %	○ ・ 九 %	○ ・ 九 %
十年平 日十成 二三 月十 二六	十年平 日十成 二三 月十 二五	日年平 九成 月三 二十 十五	日年平 三成 月三 二十 十五	十年平 日十成 二三 月十 二四	十年平 日十成 二三 月十 二四	日年平 九成 月三 二十 十四	日年平 六成 月三 二十 十四	日年平 六成 月三 二十 十四	日年平 三成 月三 二十 十四
十六 億 円	一 億 円	五 億 円	八 十 億 円	六 百 三 億 円	四 億 円	億二 百 七 十 五	百二 億 円	円百 七 十 六 億	四 十 三 億 円

（利付第二十八年国庫債券）	（利付第二十七年国庫債券）	（利付第二十七年国庫債券）	（利付第二十六年国庫債券）	（利付第二十六年国庫債券）	（利付第二十六年国庫債券）	（利付第二十五年国庫債券）	（利付第二十五年国庫債券）	（利付第二十五年国庫債券）	（利付第二十五年国庫債券）	（利付第二十四年国庫債券）	（利付第二十四年国庫債券）	（利付第三十七年国庫債券）
二・〇%	一・九%	二・四%	一・九%	一・〇%	一・四%	一・七%	一・九%	二・〇%	二・〇%	二・一%	〇・三%	
十年平日十成 二三月十七 二十七	日年平日六成 三月二十七	日年平日六成 三月二十六	十年平日十成 二三月十五 二十五	日年平日三成 三月二十五	十年平日十成 二三月十二 二十四	十年平日十成 二三月十二 二十四	日年平日九成 三月二十四	日年平日六成 三月二十四	一年平日三成 三月二十四	二年平日三成 三月二十三	十年平日十成 二三月十二 二十六	
三十億円	五十億円	十六億円	三億円	四億円	億三百三十七 円	億四百九十四 円	一億円	二億円	十三億円	十二億円	十六億円	

（（利 回第二付 ）百十国 二）年庫 十）債 八）券	（（利 回第二付 ）九十国 十）年庫 九）債 回）券	（（利 回第二付 ）九十国 十）年庫 一）債 回）券	（（利 回第二付 ）八十国 十）年庫 九）債 回）券	（（利 回第二付 ）八十国 十）年庫 八）債 回）券	（（利 回第二付 ）八十国 十）年庫 七）債 回）券	（（利 回第二付 ）八十国 十）年庫 六）債 回）券
一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %
日年平 六成 月四 二十 十三	十年平 日十成 二三月 十九 二十九	日年平 九成 月三 二十八	日年平 六成 月三 二十八	日年平 六成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八
五百 億 円	十三 億 円	十 億 円	四十 億 円	三十 億 円	五十九 億 円	三十 億 円